

# 「新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務 選定基準」

技術提案書の提出者を選定するための評価基準

| 評価項目                      | 評価の着目点     |             |                                | 評価<br>ウェイト   |           |
|---------------------------|------------|-------------|--------------------------------|--|-----------|
|                           | 判 断 基 準    |             |                                |  |           |
| 参加表明者の<br>経験及び能力<br>【40点】 | 専門<br>技術力  | 資格・実績       | 過去5年間の同種業務の実績                  | 平成31/令和元年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。<br>同種業務の実績がある<br>(新幹線駅周辺まちづくり基本計画、基本設計等の検討業務)<br>類似業務①の実績がある<br>(同種以外の駅周辺まちづくり基本計画、基本設計等の検討業務)<br>類似業務②の実績がある<br>(その他のまちづくりに関する基本計画、基本設計等の検討業務)<br>なお、同種・類似業務実績が1件未満の場合は選定しない。(資格要件を満たさない。) | 15        |
|                           |            | 成績・表彰       | 過去2年間の業務での土木関係建設コンサルタント業務の表彰実績 | 令和4年度以降の土木関係建設コンサルタント業務での表彰実績について下記の順位で評価する。<br>①局長表彰実績有り<br>②事務所長表彰実績有り<br>なお、表彰実績が無い場合は評点しない。  | 25        |
| <b>小 計</b>                |            |             |                                | <b>40</b>  |           |
| 予定管理技術者の<br>経験及び能力【60点】   | 資格要件       | 技術者資格等      | 技術者資格等、その専門分野の内容               | 下記の順位で評価する。<br>①技術士(総合技術監理部門(都市及び地方計画)または(建設部門(都市及び地方計画))及び土地区画整理士の両方を有する。<br>②技術士(総合技術監理部門(都市及び地方計画)または(建設部門(都市及び地方計画))のいずれかを有する。<br>③RCCM(都市及び地方計画)を有する。<br>なお、上記に該当しない場合は選定しない。(資格要件を満たさない。)                              | 15        |
|                           |            | 地域精通度       | 過去5年間の鳥栖市内、周辺での受注実績の有無         | 平成31/令和元年度以降公示日までの完了した鳥栖市及び鳥栖市周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。<br>①鳥栖市内における業務実績あり<br>②佐賀県・福岡県での業務実績あり  | 15        |
|                           | 専門<br>技術力  | 業務執行<br>技術力 | 過去5年間の同種業務の実績                  | 平成31/令和元年度以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。<br>同種業務の実績がある<br>(新幹線駅周辺まちづくり基本計画、基本設計等の検討業務)<br>類似業務①の実績がある<br>(同種以外の駅周辺まちづくり基本計画、基本設計等の検討業務)<br>類似業務②の実績がある<br>(その他のまちづくりに関する基本計画、基本設計等の検討業務)<br>なお、同種・類似業務実績が1件未満の場合は選定しない。(資格要件を満たさない。) | 15        |
|                           |            | 専任性         | 手持ち業務金額及び件数(特定後未契約のものも含む)      | 令和2年度以降の土木関係建設コンサルタント業務での表彰実績について下記の順位で評価する。<br>①局長表彰実績有り<br>②事務所長表彰実績有り<br>なお、表彰実績が無い場合は評点しない。<br>10件以上の場合は、選定しない。  | 15        |
|                           | <b>小 計</b> |             |                                |  | <b>60</b> |
| <b>合 計</b>                |            |             |                                | <b>100</b>   |           |